

最高人民法院、「知的財産権侵害民事紛争事件の 審理における懲罰的賠償の適用に関する解釈」を公布

2026年4月20日、最高人民法院は「最高人民法院による知的財産権侵害民事紛争事件の審理における懲罰的賠償の適用に関する解釈」（法釈〔2026〕7号）を公布した。本「解釈」は、最高人民法院審判委員会第1972回会議において可決され、2026年5月1日より施行する。

懲罰的賠償制度の重要な役割を十分に発揮させ、「最高人民法院による知的財産権侵害民事事件の審理における懲罰的賠償の適用に関する解釈」（法釈〔2021〕4号）施行以来生じた新たな状況及び問題点を不断に総括し、知的財産分野における懲罰的賠償の適用ルールをさらに整備するため、最高人民法院は、綿密な調査研究、広範な意見聴取及び反復した論証を経て、本「解釈」を起草した。

本「解釈」は、習近平新時代の中国の特色ある社会主義思想を指導として堅持し、習近平法治思想を深く学習・貫徹し、中国共産党第二十次全国代表大会精神及び第二十期中央委員会の歴次全体会議精神を深く貫徹し、法により深刻な知的財産権侵害行為を厳正に処罰することを堅持し、知的財産司法実務において懲罰的賠償を適用する際の重点的・困難な問題に対応し、法律適用基準をさらに具体化・整備し、懲罰的賠償の司法適用における実務上の操作可能性を高め、事件裁判の基準を統一し、当事者に明確な訴訟指針を提供するとともに、市場に明確な行為予測を与え、知的財産権懲罰的賠償制度の運用効果を確保することを目的とする。

第一に、「故意」及び「情状が深刻であること」の認定事由をさらに具体化した。例えば、「原告と和解し、かつ権利侵害行為の停止に同意した後、再び同一又は類似の権利侵害行為を実施した場合」等、被告に知的財産権侵害の故意があると認定し得る事由を追加し、「知的財産権侵害を業とすること」の内容をさらに明確化し、深刻な知的財産権侵害行為の認定ルールを法により具体化した。

第二に、計算基数の算定方法をさらに明確化した。被告の違法所得又は権利侵害利益を懲罰的賠償の計算基数とする場合には、営業利益を参照して確定することができ、被告が知的財産権侵害を業としている場合には、販売利益を参照して算定することができること、利益率を確定できない場合には、統計部門、業界団体等が公表した同時期・同業種の平均利益率又は権利者の利益率を参照して算定できることを明確にした。また、法定賠償額は懲罰的賠償の計算基数とすることができないことも明確にした。これらの規定は、実務上の「基数確定の困難」という問題の解決に資する。

第三に、倍数の確定方法を整備した。過罰均衡の原則に基づき、同一の権利侵害行為について既に罰金又は過料が科され、かつ執行が完了している場合には、人民法院が懲罰的賠償の倍数を確定する際にこれを考慮すべきことを明確にし、当事者の請求を前提としないものとした。

各級人民法院は、懲罰的賠償に関する党中央の方針決定及び施策配置を深く貫徹し、知的財産権に係る懲罰的賠償制度を厳格に法に従って適用し、深刻な知的財産権侵害行為を法により厳正に処罰し、侵害者に深刻な代償を負わせ、イノベーションを奨励し保障する法治環境を積極的に醸成し、高品質な発展を促進しなければならない。

「最高人民法院による知的財産権侵害民事紛争事件の審理における懲罰的賠償の適用に関する解釈」は、2026年4月7日付けで最高人民法院審判委員会第1972回会議において可決されたので、ここに公布する。2026年5月1日より施行する。

最高人民法院

2026年4月17日

法釈〔2026〕7号

最高人民法院による知的財産権侵害民事紛争事件の審理

における懲罰的賠償の適用に関する解釈

(2026年4月7日付け最高人民法院審判委員会第1972回会議にて可決され、2026年5月1日より施行する。)

深刻な知的財産権侵害行為を法により懲戒し、知的財産権に係る懲罰的賠償制度を厳格に実施するため、「中華人民共和国民法典」、「中華人民共和国著作権法」、「中華人民共和国商標法」、「中華人民共和国専利法」、「中華人民共和国反不正競争法」、「中華人民共和国種子法」、「中華人民共和国民事訴訟法」等の関連法律の規定に基づき、裁判実務を踏まえて、本解釈を制定する。

第一条 原告が、被告がその法により享有する知的財産権を故意に侵害し、かつ情状が深刻であると主張し、被告に懲罰的賠償責任を負担させる判決を請求した場合、人民法院は法によりこれを審理しなければならない。

第二条 原告が懲罰的賠償を請求する場合には、明確な賠償額、計算方法及びこれに基づく事実と理由を提出しなければならない。

第三条 原告が第一審の法廷弁論終結前に懲罰的賠償の請求を追加した場合、人民法院はこれを許可しなければならない。第二審において懲罰的賠償の請求を追加した場合、人民法院は当事者の自由意思の原則に基づき調停を行うことができる。調停が成立しないときは、これを支持しない。

第四条 原告が知的財産権侵害訴訟において損害賠償を請求したが、懲罰的賠償を請求せず、人民法院が釈明した後もなお請求しなかった場合において、訴訟終結後、同一の侵害事実に基づき別途訴えを提起して懲罰的賠償を請求したときは、人民法院はこれを受理しない。

第五条 原告が、被告が故意に営業秘密侵害以外の不正競争行為を実施したことを理由として懲罰的賠償を請求した場合、人民法院はこれを支持しない。ただし、法律に別途の規定がある場合は、この限りでない。

第六条 知的財産権侵害の故意の認定について、人民法院は、知的財産権の客体の類型、権利状態及び知名度、被告と原告又は利害関係者との関係等の要素を総合的に考慮しなければならない。

被告に次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合、人民法院は、被告が知的財産権侵害の故意を有すると認定することができる。ただし、当事者がこれを覆すに足りる反対証拠を有する場合は、この限りでない。

(一) 原告又は利害関係者から有効な通知を受けた後も、なお権利侵害行為を継続して実施した場合。

(二) 被告又はその法定代表者若しくは管理者が、原告又は利害関係者の法定代表者、管理者若しくは実際の支配者であり、侵害された知的財産権を知っていた、又は知り得た場合。

(三) 原告又は利害関係者との間に、労働、労務、協力、許諾、販売、代理、代表等の関係が存在し、かつ、前記関係に基づいて侵害された知的財産権に接触したことがある場合。

(四) 原告又は利害関係者との間に業務上のやりとりがあり、又は契約締結等のために交渉したことがあり、かつ、前記関係に基づいて侵害された知的財産権に接触したことがある場合。

(五) 海賊版、登録商標詐称又は他人の専利詐称行為を実施した場合。

(六) 原告と和解に達し、かつ、権利侵害行為の停止に同意した後、再び同一又は類似の権利侵害行為を実施した場合。

(七) 関連会社の設立、法定代表者若しくは支配株主の変更、匿名による会社設立等の方式により実際の支配関係を隠蔽し、又は免責合意を締結して、本件知的財産権侵害に係る法的責任を免れようとした場合。

(八) その他故意と認定できる場合。

第七条 知的財産権侵害の情状が深刻であることの認定について、人民法院は、権利侵害の手段、回数、権利侵害行為の継続期間、地理的範囲、規模、結果、権利侵害者の当該行為に対する認識及び基本的態度等の要素を総合的に考慮しなければならない。

被告に次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合、人民法院は、情状が深刻であると認定しなければならない。

(一) 権利侵害により行政処罰を受け、又は法院の裁判により法的責任を負った後、再び同一又は類似の権利侵害行為を実施した場合。

(二) 正当な理由なく保全裁定の履行を拒んだ場合。

(三) 権利侵害に係る証拠を偽造し、毀損し、又は隠匿した場合。

(四) 権利侵害行為を主たる業務とし、又は権利侵害により得た利益を主要な利益の源泉とする等、知的財産権侵害を業としている場合。

(五) 権利侵害により得た利益が巨大であり、又は権利侵害行為により権利者の信用若しくは市場占有率等に深刻な損害が生じた場合。

(六) 権利侵害行為が国家利益又は社会公共利益に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合。

(七) その他情状が深刻であると認定すべきである場合。

第八条 人民法院は、懲罰的賠償額を確定するに当たり、それぞれ関連法律に基づき、原告の実際の損害額、被告の違法所得額又は権利侵害により獲得した利益を計

算基数としなければならない。計算基数には、原告が権利侵害を制止するために支払った合理的な支出を含まない。法律に別途の規定がある場合は、その規定に従う。

実際の損害額、違法所得額及び権利侵害により獲得した利益のいずれも算定が困難である場合、人民法院は、法により権利使用許諾料を参酌し、懲罰的賠償額の計算基数を合理的に確定する。

法定賠償額は、懲罰的賠償の計算基数とすることができない。

第九条 被告の違法所得又は権利侵害により得た利益を懲罰的賠償の計算基数とする場合、営業利益を参照してこれを確定することができる。被告が知的財産権侵害を業としている場合、販売利益を参照してこれを算定することができる。利益率を確定することができない場合、統計部門、業界団体等が公表した同時期・同業種の平均利益率又は権利者の利益率を参照してこれを算定することができる。

第十条 人民法院が法により被告に対し、その把握している権利侵害行為に関連する帳簿、資料等の提出を命じ、被告が正当な理由なくその提出を拒否したか、又は虚偽の帳簿、資料等を提出した場合、人民法院は、原告の主張及び本件における証拠に基づき、法により懲罰的賠償額の計算基数を確定することができる。民事訴訟法第百十四条に規定する事由に該当する場合には、法により法的責任を追及することができる。法律に別途の規定がある場合は、その規定に従う。

第十一条 人民法院は、懲罰的賠償の倍数を確定するに際し、被告の主観的過失の程度、権利侵害行為の情状の深刻性等の要素を総合的に考慮しなければならない。懲罰的賠償の倍数は、法定範囲内で確定し、整数であることを要しない。

第十二条 人民法院が懲罰的賠償を適用して確定する賠償総額は、最高で計算基数の五倍とする。権利者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的な支出は、当該総額とは別途算定する。

第十三条 同一の権利侵害行為について、既に罰金又は過料が科され、かつ執行が完了している場合、人民法院は、懲罰的賠償の倍数を確定する際、これを考慮しなければならない。

第十四条 本解釈は、2026年5月1日より施行する。

本解釈の施行後、「最高人民法院による知的財産権侵害民事事件の審理における懲罰的賠償の適用に関する解釈」（法釈〔2021〕4号）は、同時に廃止する。

本解釈施行前に既に効力を生じた裁判がされた事件について、本解釈施行後、当事者が再審を申立て、又は裁判監督手続により再審を決定した場合には、本解釈を適用しない。

出所：2026年4月20日付け最高人民法院知識産権庭ウェブサイト
<https://ipc.court.gov.cn/zh-cn/news/view-5627.html>

※本資料は公表資料に基づきジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承ください。